

野外焼却禁止

廃棄物の野外焼却は、法律や条例により禁止されています。

一部例外もありますが、その場合でも近所の迷惑になる場合には直ちに中止してください。

- ・農林業を営むためにやむを得ない焼却
- ・宗教上または風俗慣習上の行事のための焼却
- ・たき火など軽微な焼却

《罰則》廃棄物を違法に野外焼却した者

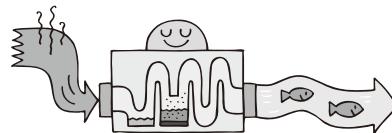
5年以下の懲役または1千万円以下の罰金
(法人に対しては3億円以下の罰金)



問合せ 町民生活課環境衛生担当
秩父環境管理事務所

☎62-1232
☎23-1511

浄化槽をお使いの方は、



法定

年1回 定期水質検査の受検が必要です！

浄化槽はトイレなどから出た汚水を微生物の働きにより、きれいにして放流する設備です。

浄化槽をお使いの方は①「保守点検」、②「清掃」とは別に年1回の③「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。

- ①「保守点検」とは、年3～4回、機器の点検・調整や消毒薬の補充を行うことです。
- ②「清掃」は、年1回、浄化槽の内部にたまつた固形物などを引き抜くことです。
- ③「定期水質検査」は、年1回、浄化槽からの放流水などをチェックして、浄化槽が十分浄化機能を発揮しているかを検査するものです。検査結果は、使用されている方や保守点検業者に通知され、日常の維持管理に活用されます。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。地域の水環境を良好に保つために、浄化槽を使用している方は、必ず定期水質検査を受けましょう。

定期水質検査を受けていない方は、(社)埼玉県浄化槽協会に連絡して検査の手続きをしてください。

●定期水質検査の手数料（非課税）……………10人槽以下（家庭用浄化槽） 5,000円

問合せ (社)埼玉県浄化槽協会法定検査部

☎048-533-4700

火気を使用する露店などの開設届出

昨年の夏、京都府福知山市の花火大会において、火災により多数の死傷者が発生したことを教訓に、秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部が改正されました。

平成26年8月1日から、祭礼・縁日・花火大会・展示会などの催しで、ガスこんろ・発電機・炭火など火気器具を使用する露店などを設ける場合、消防器の準備に加えて、消防署への開設届出が必要になりました。

なお、バーベキューやもちつき大会のように、相互に面識がある者が参加する催しなどは対象外です。

問合せ 秩父消防本部予防課

☎21-0121